

思われる方には申請書を送付させていただきます。お申し込みは、  
 申請期限 5月31日(水)まで  
 ※平成28年1月2日以降に嵐山町に転入された方につきましても、前住所での申請となりますので、前住所地の市町村へお問い合わせください。  
 問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-10716

**振り込め詐欺に注意!**

健康いきいき課  
 ・臨時福祉給付金の支給にあたり、市町村や厚生労働省などがATM(銀行やコンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません。  
 ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にできません。  
 ・市町村や厚生労働省などが、臨時福祉給付金を支給するため手数料の振り込みを求めるとなどは、絶対にありません。  
 ※ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。  
 問合せ 健康いきいき課 社会福祉担当 ☎62-10716

**「嵐山町空き家バンク」がスタートしました**

環境農政課  
 空家を有効活用し、定住促進と地域の活性化を図るため、(公社)埼玉県建協会埼玉西部支部と協定を締結し、「嵐山町空き家バンク」がスタートしました。  
 空家を有効活用したいと考えている方を募集しています。

**空き家バンクとは**

空家を売りたい・貸したい方と、空家を買いたい・借りたいという方々が登録し、それぞれの情報をマッチングさせる制度のことです。

**登録について**

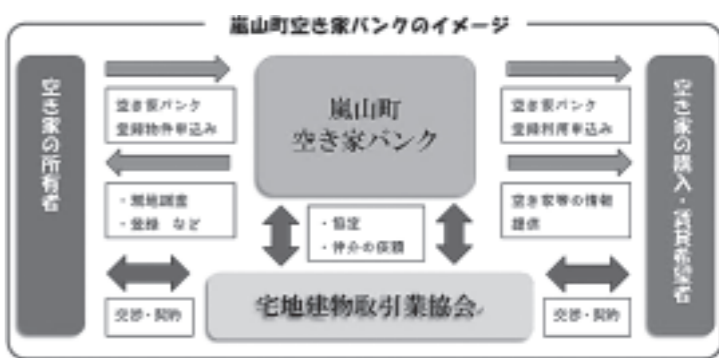
町内に空家を所有し、有効活用をしたいとお考えの方や、嵐山町への移住を希望し空家を活用したい方は、空き家バンクへの登録をお待ちしています。  
 なお、ここでいう空家とは、個人が居住を目的として建築し、現に住んでいない(今後居住しない予定のものも含む)町内に存在する建物とその敷地、建物の跡地・造成地をいいます。(違法な建築がされていないものに限ります)  
 ※すべての空家が空き家バンク

へ登録できるとは限りません。ご了承ください。  
 登録から契約までの流れ

- ①申請  
 所定の用紙に必要事項を記入し、環境農政課まで提出してください(申し込み用紙は、町ホームページからダウンロードできます)。
- ②現地調査  
 町の担当と町が協定を結んでいる埼玉県建協会埼玉西部支部が選任した登録業者で物件の確認をします。
- ③情報公開  
 ホームページで空家の間取り、内・外部の写真、物件の概要などの情報を公開します。
- ④貸借・購入希望申込み  
 希望物件がある場合は登録申込み後、見学相談を実施します。
- ⑤物件交渉  
 仲介業者が仲介に入り契約を行います。

**注意**

空家の売買・賃貸に関する契約の仲介は、埼玉県建協会の登録業者が行います。  
 仲介には法律で定められた手数料が必要となります。町では仲介及び契約に関するトラブル等は一切の責任を負いません。  
 問合せ 環境農政課 空家対策担当 ☎62-10719



**空家所有者等アンケート調査にご協力ください**

環境農政課  
 嵐山町に空家等を所有している方に、利用状況、維持・管理状況、今後の活用の意向等についてのアンケート調査票を送付させていただきます。  
 回答されていない方は、回答期日は過ぎておりますが、ご回答にご協力ください。  
 問合せ 環境農政課 空家対策担当 ☎62-10719

**「嵐山町空き家バンク」媒介に関する協定書を締結しました**

環境農政課  
 2月20日、嵐山町は(公社)埼玉県建協会埼玉西部支部と「嵐山町空き家バンク媒介に関する協定書」を締結しました。  
 この協定により、空家を売りたい・貸したい方と、空家を買いたい・借りたいという方に、(公社)埼玉県建協会埼玉西部支部を通じて空家の流通の促進と活性化を図ることができま



空家の有効活用をしたいと考えている方は、お気軽にお問い合わせください。  
 問合せ 環境農政課 空家対策担当 ☎62-10719

地域猫活動の実施  
 野良猫による迷惑防止のため、猫を増やさない取り組みが「地域猫活動」です。現在、川島地区において、活動を行っています。

**猫の正しい飼い方について**

環境農政課  
 猫の飼いが守るべきこと  
 ↳トラブルを防ぐ為に  
 室内で飼いましょう  
 猫を自由に放して周辺に迷惑を掛けることは、猫にとっても不幸なことです。  
 首輪や迷子札、マイクロチップをつけましょう  
 室内飼いであっても、開いた窓やドアからの脱走や突然の災害などで驚いて逃げてしまうことも考えられます。  
 不妊・去勢手術をしましょう  
 「手術するのはかわいそう」などの理由で不妊去勢手術をしないしていると、飼い主の知らない間に子猫が生まれることがあります。平成25年度に自治体に引き取られ、殺処分された子猫は6万匹以上。世話をしきれなくなる(多頭飼育崩壊)は社会問題にもなっています。責任を持って世話ができる頭数なのかを良く考えましょう。



**地域猫活動とは...**

- ・野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を施して、地域に戻します。
- ↓繁殖を防ぎ、発情によるケンカや鳴き声が減少
- ・定期的なエサやり、片付けを行います。
- ↓エサやりのルール化によりエサの散乱やゴミあさりを防止
- ・トイレを設置し、ふんの清掃を行います。
- ↓ふん尿被害が減少
- ・捨て猫防止対策を行います。
- ↓野良猫が減少
- ※定期的なエサやり、片付け、トイレの設置等については、地元と協議の上、限定した場所で行います。
- ※野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を施すため、野良猫と飼い猫を区別する必要があります。

**平成29年4月から権限移譲により開発等の事務を嵐山町が行います**

まちづくり整備課  
 埼玉県建築安全センターで実施していた都市計画法(以下、「法」とします)に基づく開発許可等の事務は、嵐山町が行います。移譲される主な事務は次の通りです。  
 ・法第29条第1項に基づく開発許可  
 ・法第36条第2項に基づく検査及び検査済証の交付  
 ・法第43条第1項に基づく建築行為等の許可  
 ・法施行規則第60条の証明書(適合証明書)の交付  
 問合せ まちづくり整備課 ☎62-10721

**水道メーター検針にご協力を**

上下水道課  
 水道メーターの検針は、偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に実施しています。メーター検針作業を円滑に行うため、みなさまのご協力をお願いいたします。  
 ※水道をご利用になっていない場合でも検針させていただきます。  
 1. メーターボックスの上には、物を置かないようにしてください。  
 2. メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。  
 3. 家の増改築などで、水道メーターが屋内や床下になる場合は、検針がしやすい場所へ移してください。  
 4. 犬は出入口や水道メーターから離れた場所についてください。  
 問合せ先 上下水道課 管理担当 ☎62-10728

**「嵐山町子育て世帯等転入奨励事業」を引き続き実施します**

地域支援課  
 町では、人口減少に歯止めをかけ、これからの嵐山町を担う世帯の転入を促進することを目的に、平成26年度から「嵐山町子育て世帯等転入奨励事業」を行ってまいりました。  
 当初、事業期間を平成28年度までとしておりましたが、事業期間を変更し、引き続き平成31年度まで実施いたします。  
 ①助成対象  
 平成26年4月1日以降に嵐山町に住宅を建築または取得し、定住の意思をもって町外から転入する方  
 (1)子育て世帯  
 (2)若者世帯  
 ②助成金額  
 基本額  
 新築：20万円  
 中古家屋：10万円  
 加算額  
 子ども1人につき 5万円  
 ※条件あり  
 問合せ 地域支援課 政策創生担当 ☎62-12152